

嘉島町立嘉島東小学校「いじめ防止基本方針」

平成29年4月策定

令和4年4月一部改正

1 「いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法（平成25年）」第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年最終改定）」、「熊本県いじめ防止基本方針（令和2年改訂）」、「嘉島町いじめ防止基本方針（令和4年改訂）」を踏まえ、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

3 いじめの未然防止と対応のための具体的な施策

（1）いじめの未然防止のための取組

① 指導の在り方

教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることが絶対にならないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 互いの人権を尊重し、助け合い支え合う集団づくり

児童と児童、児童と教師の信頼関係を築くことに努めるとともに、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。

③ いじめを未然に防止するための資質・能力を育む教育の推進

人間関係を形成していく能力や、立場や意見の異なる他者を理解する能力などを身に付けさせる教育活動を推進する。

④ 児童の発達段階に応じた指導

児童の発達段階に応じて、「いじめは社会のルール違反であり、犯罪にもなりうる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任を問われたりすることを指導する。

⑤ 行動に反映される取組

学校全体に「いじめをすることは格好悪いこと。人として恥ずかしいこと。」

と考える文化が醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進める。

⑥ ストレスに適切に対処できる教育の実践

集団の一員であることを自覚し、自信を持って行動できるようにすることでストレスを乗り越え、児童相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくる。

⑦ 児童によるいじめの未然防止の活性化

県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。

(2) いじめの早期発見の取組と対応の充実

① いじめの積極的な認知と適切な対応

いじめを積極的に認知し、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組むとともに、いじめの背景にある様々な要因に着目し、その解消や環境の改善を図る。

② いじめの問題の解決に向けて行動できる集団づくり

「助けを求める力」を育成し、保護者と連携・協力しながら、児童自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できる集団づくりを推進する。

③ いじめを訴えやすい体制の整備と教職員の資質・能力の向上

児童がいじめを訴えやすい体制を整備するとともに、教職員の児童の小さな変化やサインに気付く力を高める。

④ 情報集約担当者の配置

情報集約担当者の役割を明確にするとともに、児童・保護者・地域等に周知する。

⑤ いじめの問題への組織的な対応

いじめを察知・発見した際の適切な初期対応及び専門家や関係機関との連携を含めたいじめの組織的な対応を推進する。

(3) いじめに対する措置

○いじめを認知、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通す。また、家庭と連携しながら継続的な心のケアを行う。(いじめ・不登校対策委員会)

○いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。

○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成したマニュアル等を参考に、その手続きや留意点(調査票等の様式を含む)を自校化したマニュアルを整備しておき、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有する。

○いじめ・不登校対策委員会の開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。